
プロジェクト ASAF 対応

項目 概念フレームワーク（負債と資本の区分）

本資料の目的

1. 2014 年 6 月の IASB 会議では、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「DP」という。）に対するフィードバックを踏まえて、概念フレームワークに関する公開草案（以下「ED」）へ向けて、DP で示されていた IASB の予備的見解とは異なる提案がスタッフからされ、議論が行われている。本資料の目的は、負債と資本の区分に関する IASB の議論の全体像をまとめるとともに、同会議のアジェンダ・ペーパー10H（以下「アジェンダ・ペーパー」という。）の概要を紹介する。

負債と資本に関する議論の全体像

2. IASB では、現在、負債と資本の区分の議論に関して、次の 2 つが並行して進められている。
 - (1) 概念フレームワークにおける負債と資本の定義の見直し
 - (2) アジェンダ・コンサルテーション 2011 に対するフィードバックを踏まえて設けられた資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチプロジェクト
3. 前項(1)の概念フレームワークに関する議論では、ED に向けて次の戦略が暫定的に決定されている（2014 年 4 月）。
 - (1) 概念フレームワークは、負債と資本の区分について現行の 2 区分を維持すべきであり、負債と資本の定義の開発にあたり、DP に関して受領したフィードバックを基礎とすべきである。
 - (2) 概念フレームワークは、負債と資本性金融商品の区分方法に関する詳細なガイダンスは提供すべきでない。
4. 第 2 項(2)のリサーチプロジェクトについては、短期的には、現行基準における負債と資本の区分に関連する問題を識別し、概念フレームワーク・プロジェクトの議論のインプットとするとしている。また、中長期的には、識別された問題に対応して新基準の開発や現行基準の修正をすべきか否か、概念フレームワークの変更を行

うべきかを調査することが目的とされている。また、本リサーチプロジェクトの主なアウトプットとして、概念フレームワークに関する公開草案に付随する形で2014年終わりにディスカッション・ペーパーの公表を目指すとしている。

5. DPで議論した事項についての両者の棲み分けについて、2014年4月の議論では、次のようなIASBスタッフの見解が示されている。
- (1) IASBスタッフは、EDにおける資本のセクションで取り上げるのは、資本の定義と、以下の項目との相互の影響に限定する。
- 負債の定義
 - 収益 (income) 及び費用 (expense) の定義
 - 報告企業の性質と財務報告に対して採用された視点
- (2) DPで扱われたその他の事項は、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチプロジェクトで継続する。 その他の事項には、例えば、ある項目の負債又は資本の分類、資本に関する認識、測定、表示、開示が含まれる。

2014年6月の議論の概要

アジェンダ・ペーパーで検討している事項

6. アジェンダ・ペーパーはIASBの教育セッション用であり、特段の意思決定は行われていない。
7. 2014年4月の議論では、貸方の区分によりIASBが達成しようとする目的にはDPで示されるような2つの異なる目的¹があり、IASBスタッフは、それらの目的をさらに発展させることはDPで識別された問題や、DPの提案に対して回答者から提起された懸念に対応することに役立つ可能性があるとしていた。2014年6月のアジェンダ・ペーパーでは、これを踏まえて、次の質問に回答しようとしている。
- (a) 企業に対する請求権に関して、利用者は何を評価しようとしているか。
- (b) その評価を行うために、企業に対する請求権に関するどのような情報を利用者は必要とするか。この情報のうち、
- (i) 負債と資本の区分の影響を通じて最もよく提供される情報は何か。

¹ DPでは、負債と資本の区分の目的として、キャッシュ・レバレッジ (キャッシュで決済する請求権とそれ以外の請求権との比率) の表示、リターン・レバレッジ (企業の残余持分に関するリターンを完全には共有しない請求権と共有する請求権との比率) の表示という2つの競合的な目的を示した。

- (ii) その他の手段で最もよく提供される情報は何か。
8. 利用者が分析に必要とする情報に関連付けて、負債と資本を区分するための次の4つのアプローチを特定している。
- (a) 決済アプローチ
 - (b) 価値アプローチ
 - (c) 決済・価値アプローチ
 - (d) 狭い資本アプローチ

IASB スタッフの分析

9. IASB スタッフは、負債と資本の区分の目的は、概念フレームワークの OB1-OB21 項にある財務報告の一般目的から導かれるべきとの回答者からの示唆に同意しているとして、アジェンダ・ペーパーでは、概念フレームワークの目的が特定していない次のギャップを埋める試みを行っている。
- (a) 利用者が行う可能性のある評価と評価に必要な情報の関係
 - (b) 負債と資本の区分を用いた情報の提供が、どの評価を最もよく支援するか、また、その他の手段がどの評価を最もよく支援するか。
10. 次のような分析を実施している。
- (a) 次の議論の背景を概観する。(本資料で説明省略)
 - (i) 関係する現行の概念フレームワークにおける目的
 - (ii) 負債と資本の区分の影響
 - (iii) 区分に関係する可能性のある財務諸表の限界
 - (b) 負債と資本の区分に基づいて利用者が行う可能性のある評価とその評価に必要な情報の関係を特定する。
 - (c) 特定されたアプローチの利点と欠点を分析する。

利用者が行う評価と利用者が必要とする情報の関係の特定

11. 企業に対する請求権から得られる経済的便益は、企業の現在の（認識済み及び未認識の）経済的資源から得られる将来の経済的便益に制約される。このため、報告企業に対して1種類より多くの請求権があれば、それらの請求権の保有者は、企業の経済的資源から生み出される（限定的な）経済的便益が企業に対する請求権のすべての保有者にどのように分配されるかを知りたいと考える。それらの経済的便益の

分配は、現在の概念フレームワークの 0B13 項で言及される請求権の優先性と支払要求（又は特性）により決定される。

12. 優先性と支払要求が指定されることで、企業が経済的資源から得る将来キャッシュ・フローの見込みが、企業から請求権者に移される将来キャッシュ・フローの見込みに変換される。これらの条件は次をもたらす。
 - (a) 企業が指定された義務を満たすことに失敗するリスクを生じさせる（信用リスク）。
 - (b) 請求権保有者の間のリターンの分配に影響を与える。

信用リスクを生じさせる条件

13. 信用リスクを生じさせる主要な条件は次の2つであると考える。
 - (a) 請求権の決済に必要な経済的資源の性質（例えば、現金、コモディティ、サービス、その他の種類の経済的資源の引渡しの要求）
⇒ 経済的資源の価値に関係なく、義務の決済に必要な種類の経済的資源を得られるか否か。アジェンダ・ペーパーでは、必要な経済的資源を得る企業の能力を、**流動性**と呼んでいる。

資本性商品の価値に等しい変動額のキャッシュを移転する義務に関する情報は、流動性の評価に関連するが、支払能力には関連しない。これは、義務が経済的資源の移転又は交換を要求するが、義務によって企業の経済的資源の価値が移転に必要な金額を下回ることがないからである。

- (b) 請求権の決済に必要な経済的資源の金額（例えば、通貨単位で 100、又は、金の単位で 100）
⇒ 経済的資源や請求権に関する市場の流動性が高いかどうかに関係なく、義務を満たすのに必要な資源の金額を得ることができるか否か。アジェンダ・ペーパーでは、企業の経済的資源の十分性を、企業の**支払能力**と呼んでいる。

固定額の価値を有する変動数の資本性商品を発行する義務に関する情報は、支払能力の評価に関連し、流動性の評価に関係しない。この義務は、企業に経済的資源の移転や交換を要求しないが、企業の経済的資源の価値が移転されるべき固定額を下回る可能性があるから

である。

リターンの分配に影響を与える条件

14. 請求権の間のリターンの分配は、様々な要因に影響を受けるが、概ね、義務の決済に必要な経済的資源の性質に関係ない。むしろ、リターンの分配には、次の条件が影響を与える。

- (a) 優先性
- (b) 将来事象に関する条件

特定された関係

15. IASB スタッフは利用者が行う評価と利用者が必要とする情報の関係について、次の関係を特定した。

- (a) 義務を決済するために必要な経済的資源の**性質**、及び決済のタイミングに関する情報は、企業の流動性と追加の資金調達の可能性を利用者が評価するのに役立つ。
- (b) 義務を決済するために必要な経済的資源の**金額**に関する情報は、企業の支払能力、追加の資金調達を得る企業の能力、リターンの分配に関する義務の影響を利用者が評価するのに役立つ。
- (c) 様々なクラスの請求権の**価値の変動**に関する情報は、リターンの分配を利用者が評価するのに役立つ。

アプローチの比較

16. アジェンダ・ペーパーでは、負債と資本を区分するための次の4つのアプローチの可能性を特定し、それらを分析している。

- (a) 決済アプローチ
- (b) 価値アプローチ
- (c) 決済・価値アプローチ
- (d) 狭い資本アプローチ

決済アプローチ

17. 決済アプローチは次のアプローチであり、DP における「厳密な義務アプローチ」に類似する（具体例については付録を参照のこと）。

- (a) 企業の経済的資源を移転するすべての義務を負債に分類する。
- (b) 企業に対するその他の請求権をすべて資本に分類する。
18. 決済アプローチで提供される情報は、企業に対する請求権が、清算前に、どの程度、企業の経済的資源を移転する義務を企業に負わせるのかを利用者が評価するのに役立つ。すなわち、
- (a) 企業が、義務の決済に必要な特定の性質（又は種類）の経済的資源をどの程度保有するか。
- (b) 自ら保有する資源の交換又は追加の資金調達により、義務の決済に必要な経済的資源を獲得する必要があるかどの程度あるか。
19. 決済アプローチの1つの帰結は、資本性商品を発行する義務は負債ではないということである（資本性商品は企業の経済的資源ではないからである）。
20. 決済アプローチの利点・欠点は、次のとおりである。

利点	欠点
<p>✓ 企業の経済的資源の流出が必要となる義務を示す。つまり、企業の経済的資源の変動を促す義務とそうでない義務を区別する。</p>	<p>✓ 義務の決済方法の関連性は、決済時の市場の状況に依存する。</p> <p>✓ ある特定の金額の請求権の価値は、概ね、決済が必要な項目の性質には無関係である。</p> <p>✓ 決済アプローチは、代替的な決済形式を容認する又は要求する場合に困難が生じる。</p> <p>✓ 公正価値でプットされる株式を負債に分類することで、事後測定と結果として生じる利得又は損失の表示が困難となる。</p>

価値アプローチ

21. 価値アプローチは次のアプローチである（具体例については付録を参照のこと）。
- (a) 企業の経済的資源又は企業に対する請求権を移転する義務で、企業の経済的資源合計と独立の価値を指定するもの（例えば、特定の金額の通貨、コモディティ

イー、サービス、その他の経済的資源又はそうした経済的資源の参照)を全て負債に分類する

- (b) 企業に対するその他の請求権を全て資本に分類する(例えば、普通株式、又は、普通株式の価値の経済的資源の移転義務)

22. 価値アプローチは、企業の経済的資源の価値合計が義務を決済するのにどの程度十分か、したがって、追加の資金調達を行う企業の自由度や強度に関する利用者の評価に役立つ。

23. 価値アプローチの利点・欠点は次のとおりである。

利点	欠点
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 次の点で利用者の評価に役立つ。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業の経済的資源が義務を満たすのに十分かどうか ◆ リターンの分配の評価。企業の経済的資源合計と独立の金額を指定する請求権に関するリターンとその他の請求権に関するリターンを区別することにより役立つ。 ✓ 清算前に決済を要求されないが、金額は指定されるような義務を負債として報告する。これは企業の支払能力の評価に役立つ。 ✓ 会計上のミスマッチを削除することで、一定の制約の影響を軽減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業のすべての経済的資源に関する代理数値(例えば、財務業績指標に基づく公式など)に基づく金額を指定する義務について困難が生じる。

決済・価値アプローチ

24. 決済アプローチと価値アプローチを組み合わせ、いずれかの要件を満たすすべての請求権を負債とするアプローチである。その結果、このアプローチは次の特徴を持つ。

- (a) より大きな請求権のセットを負債とする。

(b) 決済アプローチと価値アプローチの両方の利点と欠点が組み合わされる。

狭い資本アプローチ

25. 狭い資本アプローチは次のアプローチである。

- (a) 企業が発行した現存の最残余のクラスの請求権の中の現存の資本性商品のみを資本として分類する。
- (b) 企業に対するその他の請求権をすべて、負債として分類する。

26. このアプローチは、最残余のクラスの請求権に対するリターンの分配に関する利用者の評価に役立つ。その他全ての請求権に対するリターンの分配は、純損益又はその他の包括利益の一部として認識される。

27. 狭い資本アプローチの利点・欠点は、次のとおりである。

利点	欠点
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最残余の請求権以外のすべての請求権の変動が、純損益及びその他の包括利益に含まれる。 ✓ 一定のプッタブル商品(最残余の場合)を資本として扱う概念的基礎を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 類似の特性を有する商品を異なるように分類し、比較可能性や理解可能性を低減させる。 ✓ 最残余のクラスの請求権と経済的に類似の特性を持つ商品を負債に分類すると、事後測定とその結果として生じる利得及び損失の表示が困難となる。 ✓ このアプローチは、最残余のクラスの請求権が時の経過により変わるなどの場合に適用が困難である。

結論

28. IASB スタッフは、次のような長所から、価値アプローチを検討する価値があるとしている。

- ✓ アプローチの下での区分に用いられる特性（即ち、特定の金額の義務）が、企業の財政状態及びリターンの分配の両方に影響を与える。
- ✓ プッタブル商品に対する例外が不要となる。
- ✓ 決済アプローチにより提供される情報は有用であるものの、流動性の評価に必

要な情報は、その他の方法でよりよく表示することが可能と考える。

ディスカッション・ポイント

負債と資本の区分に関する IASB スタッフの検討及び結論についてご質問やご意見があれば頂戴したい。

以 上

付録（アジェンダ・ペーパー Appendix B）

決済アプローチ、価値アプローチの下での義務の分類

企業は次の義務と交換に追加のキャッシュを受領しないことを仮定する。

義務の例	決済アプローチ	価値アプローチ
2年後に通貨単位(CU)100をキャッシュで支払う義務（ゼロクーポン債）	負債	負債
CU100の支払義務で、償還が生じるまで年6%で増加する。ただし、清算前に決済の義務はない。	資本	負債
企業自身の株式の価値に等しい金額をキャッシュで支払う義務	負債	資本
固定数の株式を発行する義務	資本	資本
CU100の価値に等しい変動数の株式を発行する義務（株式で決済される債券）	資本	負債
企業自身の株式に関する売建コールオプションの価値に等しい金額をキャッシュで支払う義務（キャッシュ決済型の株式報酬）	負債	資本
企業自身の株式に関する売建コールオプションの価値に等しい変動数の株式を発行する義務（純額株式決済型の株式報酬）	資本	資本